西大寺北幼稚園の今後の再編方針について

【 日時 】令和3年12月21日（火）９：15～

【 場所 】西大寺北幼稚園　リズム室

奈良市子ども未来部
子ども政策課

資料の内容

① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

②「認定こども園」とは

③ 民間移管の取組について

④ 西大寺北幼稚園の現状

⑤ 西大寺北幼稚園の方向性（案）について

⑥ 民間移管によって変わること、変わらないこと

⑦ 今後のスケジュールについて

① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

背景

○ 急激な少子化の進行
○ 教育・保育ニーズの多様化

課題

○ 市立幼稚園の園児数の減少
○ 保育所の待機児童
○ 市立幼稚園、市立保育所の施設の老朽化
○ 人的な限界等によりサービスアップが困難

めざす姿

目標

⇒ 適切な集団規模での教育・保育の実施
⇒ 希望される幼稚園利用、保育所利用ニーズを踏まえた量の確保
⇒ 様々な教育・保育ニーズに応えることができるよう施設の運営管理の改善

① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

本市では、市立幼保施設が抱える課題を解決するため、平成25年に計画を策定しました。

奈良市幼保再編基本・実施計画

本市では、

①市立幼稚園と市立保育所を一体化（統合再編）
②民間活力を最大限に活用（民間移管）

これらを２本柱として再編を計画的に進め、市立幼保施設が抱える課題を解決します。

本市ではこれまで計画に基づき再編に取り組んできました。これまでの取組で統合再編によるこども園移行は一定完了し、**現在は市立幼保施設の民間移管を中心に取組を進めています。**

市立園	H24	R2	R3	R4（予定）
幼稚園	36園	16園	15園	13園
保育所	18園	7園	6園	4園
こども園	3園	18園	18園	18園
公私連携園	0園	2園	3園	5園

① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

現在、奈良市では「奈良市幼保再編基本計画及び実施計画」に基づき、以下の統合再編・民間移管に取り組んでいます。

①統合再編

［平成31年4月］

- 辰市保 ＋ 辰市幼 → 辰市こども園
- 伏見幼 ＋ あやめ池幼 → 伏見こども園

②民間移管

移管済

［ 令和2年4月 ］

- 鶴舞こども園 → 鶴舞やまとこども園
- 右京保育園 → 右京こだま保育園

法人決定済

［ 令和3年4月 ］

- 富雄保育園 → 公私連携型保育所
- 富雄第三幼稚園 → 富雄第三幼稚園

→ ［ 令和4年4月 ］ 公私連携幼保連携型認定こども園

［ 令和4年4月 ］

- 春日保育園 → 公私連携型保育所
- 大宮保育園 → 公私連携型保育所

予定

［ 令和５年4月(予定) ］

- 明治幼稚園 → 公私連携幼保連携型認定こども園
- 大宮幼稚園 → 公私連携幼保連携型認定こども園
- 大安寺西幼稚園 → 公私連携幼保連携型認定こども園

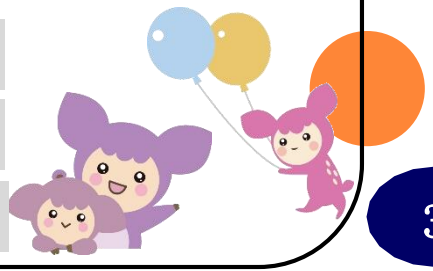

②「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で
いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。

幼稚園　保育園

再編による幼保一体化

「幼保連携型認定こども園」

教育・保育を一体的に提供

地域における子育て支援

年齢別提供サービス

	保育を必要としない	保育を必要とする
3～5歳就園児	教育・保育	教育・保育
	延長利用	延長利用
	給　食	給　食
0～2歳就園児		教育･保育
		延長利用
		給　食
未就園児	子育て相談や親子登園等	

②「認定こども園」とは

こども園の基本的な1日のながれ(イメージ)

時間	［３号認定］ 保育園的な利用の ０・１・２歳児	３・４・５歳児 ［２号認定］ 保育園的な利用	［１号認定］ 幼稚園的な利用
	［開園］		
7:30	順次登園	順次登園	登園
9:00	保育	教育・保育（共通利用）	
	昼食（給食）	昼食（給食）	
	午睡	教育・保育（共通利用）	
14:00	保育	（午睡） 保育	降園 延長利用
17:00	順次降園	順次降園	
18:30	［閉園］		

※時間は目安です。

【共通利用時間】

３～５歳児については、幼稚園的な利用や保育園的な利用に関係なく、年齢ごとに学級で活動し、全員が一緒に遊んだり給食を食べたりします。

②「認定こども園」とは

☞ 3歳児以上は就労状況等に関わらず施設の利用が可能

１号認定利用
（幼稚園的な利用）
⇒３年保育の提供が開始されます。また、入園後に就労等を始めた場合でも、認定区分を変更することで、継続して在園し保育園的な利用を行うことができます。

２号認定利用
（保育所的な利用）
⇒入園後に就労等を辞めた場合でも、認定区分を変更することで、継続して通園することが可能です。

☞ 預かり保育の拡大、給食の実施（1号認定）

幼稚園的な利用（１号認定）の場合でも、延長利用が可能で、給食の提供も行われます。

☞ 子育て支援の充実

園に通っていないお子さんや保護者でも、未就園児親子登園や子育て相談等の利用が可能です。

③ 民間移管の取組について

市立園が抱える課題

- 待機児童の発生
- 施設の老朽化
- 人材の不足【保育士不足】
- 厳しい財政状況

厳しい現状の中でも更なるサービスアップを目指し取組を推進

取組の二本柱

①市立幼保施設の統合・再編	市立園の統合により人材や財源を捻出し、定員拡充や施設の改修を行いサービスアップを図っています

市単独の取組では限界

②市立幼保施設の民間移管	民間活力を活用することで、人材や財源を確保し更なるサービスアップを図ります。

③ 民間移管の取組について

民間移管にあたって

▶こども園移行に伴う３年保育の提供などにより適切な集団規模の確保を目指す。

期待される効果

▶迅速な施設修繕や保育備品等の刷新ができる

▶公立のように予算の制約や行政組織上の硬直性、手続きの煩雑さといった側面がなくなり、市直営では実現が困難な園独自のサービスアップと迅速な対応が可能

▶移管により新たに生み出される財源や人材を他の公立園へ還元することで、待機児童の解消や地域の子育て支援の充実を図ることができる

▶大規模な施設改修が必要となった際に国庫補助の対象となる

④ 西大寺北幼稚園の現状

西大寺北幼稚園に関連する児童数の動向については次のとおりです。

西大寺北幼稚園　在園児数の推移

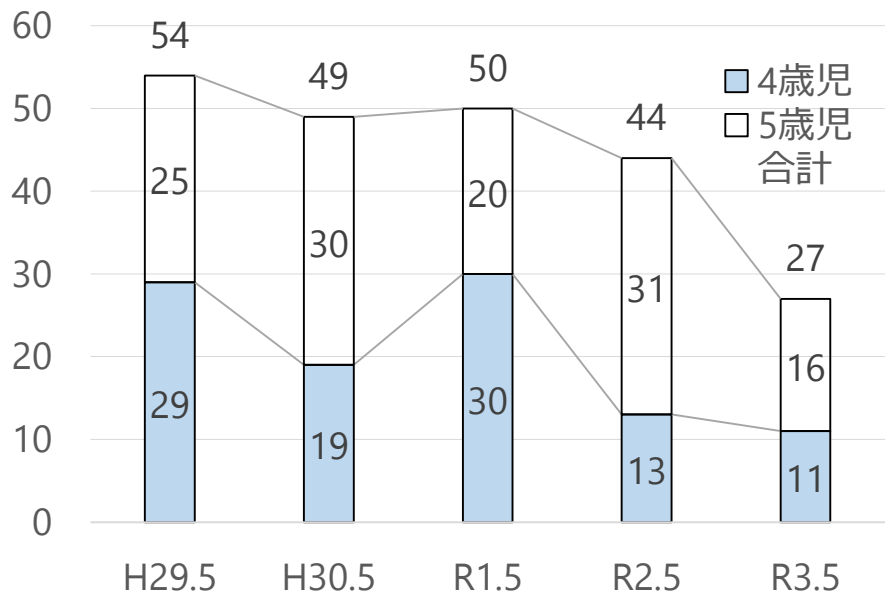

中学校区（平城・伏見）の就学前児童数と保育需要数の推移

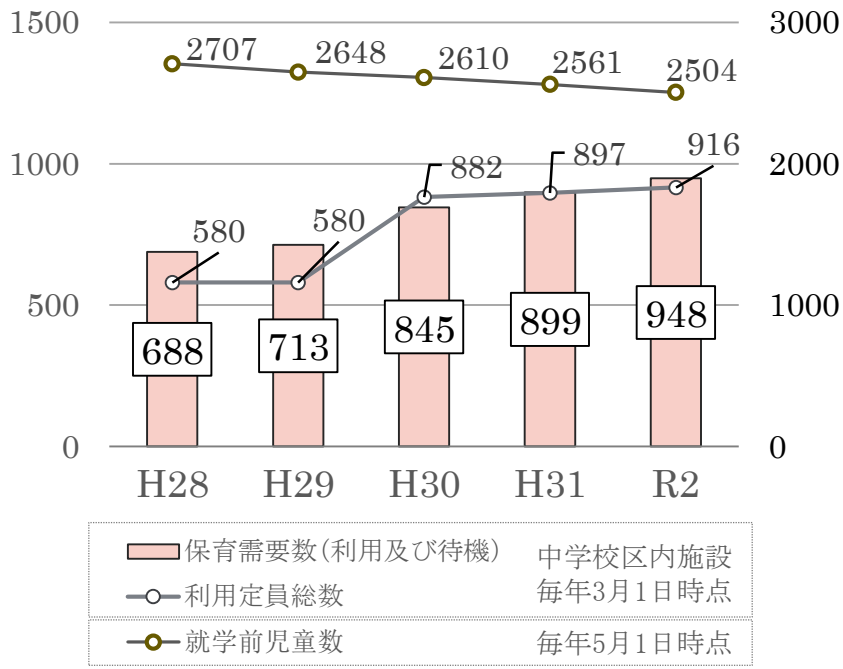

西大寺北幼稚園の在園児数は全国的な少子化等により、概ね減少傾向にあり、5年で半数程度に減少していることから、このままでは適正な集団規模での教育・保育を受けることが困難な状況となることが予想されます。

西大寺北幼稚園の存する中学校区等の就学前児童数は減少傾向にありますが、施設整備等が実施され、受け入れ施設の拡大と共に保育需要数は増加しています。また、西大寺周辺地域は利便性の観点からも多くの需要が見込まれる地域となっています。

④ 西大寺北幼稚園の現状

西大寺幼稚園の施設情報については次のとおりです。

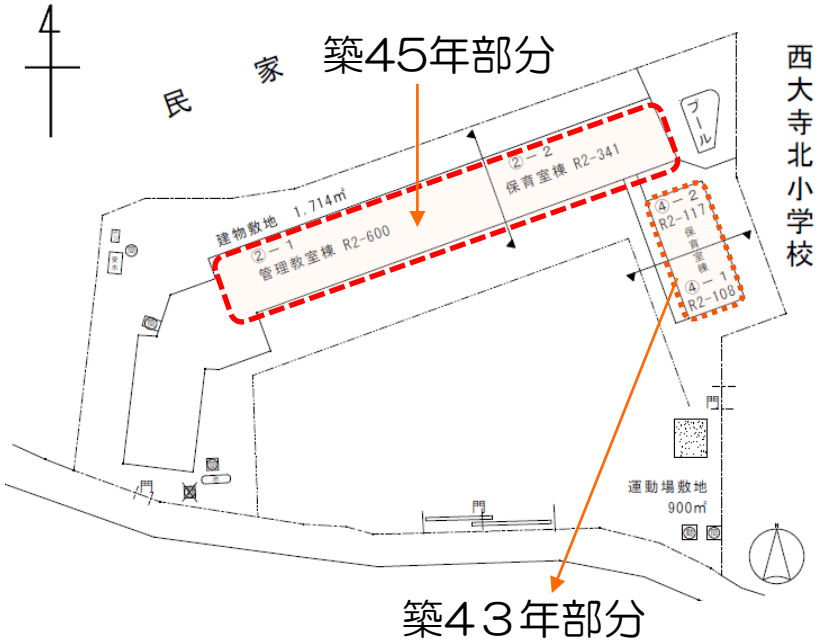

施設名称	建築年月	建物敷地面積	園庭面積
西大寺北幼稚園	S53	1,714 ㎡	900 ㎡
	S53		
	S51		
	S51		

延床面積	建物階数	構造	経過年数	耐震
1,166 ㎡	2	鉄筋コンクリート	43	有
	2		43	有
	2		45	有
	2		45	有

奈良市の考え

建物が建築から相当期間が経過し老朽化が進んでいる状況で、民間移管を機に充実した機能を揃え多様な保育ニーズに迅速に対応できる施設となる必要がある。

⑤ 西大寺北幼稚園の方向性（案）について

西大寺北幼稚園については、令和６年４月より民間移管し、
「公私連携幼保連携型認定こども園」への移行を検討しています。

西大寺北幼稚園の再編方針（案）

令和4年～令和5年度

市　西大寺北幼稚園

移管予定時期
令和６年4月

民間移管

令和６年度

私　公私連携幼保連携型認定こども園

公私連携幼保連携型認定こども園とは
（認定こども園法第３４条）

市町村の設備等を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、または譲渡することができるという、設置促進のための移管先法人へのインセンティブを与える一方で、民間移管後も協定に基づいた運営がされているか、市町村が指導監督できるという制度です。

⑤ 西大寺北幼稚園の方向性（案）について

民間移管することにより期待される効果

西大寺北幼稚園と同じ

- 基本的な保育内容
- 支援の必要な園児への教育・保育

こども園移行により追加されるサービス

- 給食提供
- ３年保育

＋

移管後に期待されるもの

先行して取り組む他の園の例

- 保育時間の延長
- 保育備品の刷新
- ＩＣＴによる防犯セキュリティの向上
- 看護師の常駐
- 迅速な施設の修繕

市直営では実現が困難な園独自のサービスアップ

⑥ 民間移管により変わること、変わらないこと

教育・保育内容

奈良市立こども園、カリキュラム（バンビーノ・プラン）に沿った教育保育を基本とし、移管先法人のこれまでのノウハウを活かした園運営を実施します。更に、保育時間の延長などサービスの充実を図ります。

保護者負担

３～５歳児の保育料については、無償化の対象となっているところですが、保育料等以外の保護者負担については、移管先法人からの提案を受けます。
移管先法人からの提案内容については、保護者代表・移管先法人・奈良市の三者からなる三者協議会で協議し、保護者の皆様の一定の理解を得ることが基本となっています。
従って、移管先法人は独自の判断によって、新たに項目を設けたり既存項目の金額変更をすることはできないような制度設計となっています。

⑥ 民間移管により変わること、変わらないこと

運営の主体

運営主体は、奈良市から民間法人（社会福祉法人、学校法人）に移管しますが、締結する協定に基づいて、十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に指導・監査を行っていきます。

保育士等の職員

市の正規職員である保育士等は他の市立園に異動になる為、保育士等は市職員から移管先法人の職員に変わります。また、園児への影響を考慮し、十分な引継期間を設定します。この期間において、移管先法人に、園児それぞれの発達段階に応じ、移管後も継続的な教育・保育が行えるよう、個々の園児の様子などの把握に努めるとともに、園児や保護者との信頼関係を構築できるよう、きめ細かく対応していただきます。
特に移管前の3か月間は、市と移管先法人による共同保育などを行っていきます。
また、移管対象園の非正規職員の保育士等については、引き続き移管先法人の職員として園に残る場合もあります。

⑦ 今後のスケジュールについて

民間移管に向けた今後の取組内容の詳細については、説明会開催等により、お知らせいたします。

民間移管に向けたスケジュール(案)

令和６年度の民間移管にあたっては
令和４年度に移管先法人の募集・選定作業を行うことで、
引継ぎ期間を十分に確保しつつ、丁寧に進めていきたいと
考えています。

令和3年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
再編実施方針の決定・公表	移管先法人の募集・選定	市と移管先法人による引継・共同保育	民間移管
・方針決定	・募集要項案検討 ・法人募集 ・法人決定 ・三者協議会設置 ・引継計画策定	・引継 ・共同保育 ・三者協議会 ・協定締結など	・公私連携幼保連携型認定こども園として運営開始

保護者説明会の継続実施

保護者アンケート・選定委員会の開催

保護者アンケート・三者協議会の開催

［問い合わせ先について］

今後も継続的に説明会等を実施させていただきます。
また、本日の説明内容や、奈良市の取組についてご不明な点があれば、随時お問い合わせください。

子ども政策課の問い合わせ先

［担当課］　奈良市　子ども政策課（市役所中央棟３階）

［ＴＥＬ］　３４－４７９２
［ＦＡＸ］　３４－４７９８

［MAIL］　kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

［幼保再編に関する市ホームページ］

➢https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/

（参考資料）

年度ごとの民間移管の取組について整理しましたので、ご活用ください。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
0歳 R2 4/2生まれ ～ R3 4/1生まれ	（０歳） ●方向性（案）の説明	（１歳） ●移管先法人の募集・決定	（２歳） ●引継・共同保育 ●三者協議会	（３歳） 公私連携幼保連携型認定こども園へ ●民間移管 入園
1歳 H31 4/2生まれ ～ R2 4/1生まれ	（１歳） ●方向性（案）の説明	（２歳） ●移管先法人の募集・決定	（３歳） ●引継・共同保育 ●三者協議会	（４歳） 公私連携幼保連携型認定こども園へ ●民間移管 入園
2歳 H30 4/2生まれ ～ H31 4/1生まれ	（２歳） ●方向性（案）の説明	（３歳） ●移管先法人の募集・決定	（４歳） ●引継・共同保育 ●三者協議会 入園	（５歳） 公私連携幼保連携型認定こども園へ ●民間移管 卒園
3歳 H29 4/2生まれ ～ H30 4/1生まれ	（３歳） ●方向性（案）の説明	（４歳） ●移管先法人の募集・決定 入園	（５歳） ●引継・共同保育 ●三者協議会 卒園	
4歳 H28 4/2生まれ ～ H29 4/1生まれ	（４歳） ●方向性（案）の説明 入園	（５歳） ●移管先法人の募集・決定 卒園		
5歳 H27 4/2生まれ ～ H28 4/1生まれ	（５歳） ●方向性（案）の説明 卒園			

メモ